

令和6年 第7回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和6年7月22日（月）午後1時30分～
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
[委 員]
教 育 長 教育委員4名
[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事
- 4 欠席者 0人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
令和7年度使用中学校教科用図書の採択について
令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について
豊見城市教育支援委員会委員の委嘱について
豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について
令和6年8月1日付け教育委員会職員の人事異動について
令和6年7月1日付け教育委員会職員の人事異動について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

教育長	それではよろしいでしょうか。これより第7回定例教育委員会を開催します。 それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に田名委員を指名します。よろしくお願いいたします。 続いて、日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、会期日程は1日とします。 次に、本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。 続きまして、日程第3の議題に入ります。教育長職務代理者の指名を行います。事務局の説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課、赤嶺です。教育長職務代理者の指名について、ご説明させていただきます。 豊見城市教育委員会教育長職務代理者の指名に関する規則第2条において、「教育長は、教育長又は委員の改選ごとに教育長職務代理者を指名するものとする。」とあります。職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を行うこととなります。 教育長が行う職務については、教育委員会議の議事進行や対外的な行事の参加、事務執行などとなっております。事務執行については、教育委員は非常勤の職員であることより、日常的な事務執行を行うことが困難であると想定されるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項、豊見城市教育委員会事務決裁規程の第6条に基づき、事務局職員等の代理決裁で処理したいと考えております。 また、豊見城市教育委員会事務決裁規程の第4条に定められております、専決できない事務につきましては、職務代理者が決裁すべきものと考えております。説明は以上となります。
教育長	ただいま事務局より説明があったとおり、教育長に事故があるとき、または欠けた場合の事務執行については、事務を滞りなく行うために、決裁事務は担当部長が代行し、規程第4条各号に掲げる重要事項の決裁は、職務代理者が決裁することといたします。職務代理者の具体的な職務については、実際に職務を行うこととなった場合に、調整を行うということでよろしいでしょうか。

	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、規則第2条に基づき、宮城委員を教育長職務代理者に指名いたします。委員におかれましては、任期いっぱい、どうぞよろしくお願いいたします。 次に、議席の指定についてですが、事務局のほうから説明をお願いします。
教育総務課長	教育総務課の赤嶺です。豊見城市教育委員会会議規則第10条第1項の規定では、「委員の議席は、教育長が指定する」と定められておりますので、教育長にご指定をお願いしたいと思います。
教育長	議席の指定につきましては、1番委員は宮城委員、2番委員は下條委員、3番委員は備瀬委員、4番委員は田名委員の順序で指定いたします。引き続き、よろしくお願いいたします。 続きまして、日程第5の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。 令和6年7月1日月曜日、任命式にて教育長を拝命いたしました。 7月3日水曜日に、定例校長会に出席いたしました。同日、少年の主張大会に参加しております。 7月5日金曜日に、2024年県産品優先使用の要請を受けております。 7月10日水曜日、夏の交通安全県民運動出発式に参加しております。同日、第74回「社会を明るくする運動」那覇保護区推進委員会に参加いたしました。 7月12日金曜日、島尻地区市町村教育委員会協議会総会に参加しております。 7月17日水曜日、公民館運営審議会委嘱状交付式に出席いたしました。 以上が、業務内容となっております。 続いて、日程第6の議案第18号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択についてであります。 審議の前に、私が教科書及び教師用指導書の編集に協力した経緯があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項に基づき、審議には参加できませんので、日程第6、日程第7については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者である宮城委員が議事進行を務めることといたします。それではよろしくお願いいたします。
	(教育長の退室)
宮城委員	それでは、職務代理者として教育長に代わり進行を行います。事務局の

	説明をお願いいたします。
学校教育課長	学校教育課の金城です。議案第18号をお願いします。 令和7年度使用中学校教科用図書の採択について議案を提出するものであります。 提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教科書を採択する必要があります。これが、本案を提出する理由でございますが、教科書採択につきましては、各自治体の教育委員会に諮り、決定されるものとなっておりますが、一方で島尻地区で各教科統一の教科書となることも認められております。そこで次のページをお願いします。 本議案提出に先立ちまして、教科用図書島尻採択地区協議会へ、どの発行社の教科書を取り入れるのが望ましいか諮問を投げかけ、答申を送った結果を載せてございます。 次のページをお願いします。これまで採択されていた教科書のリストとなっております。島尻地区については真ん中の欄のほうになっております。変わった教科につきましては、国語と書写でございます。前のページに戻っていただいて、国語については、これまで光村図書の教科書が選択されておりましたが、答申では三省堂の教科書になっております。書写につきましては、東京書籍の教科書がこれまで採択されておりましたが、光村図書のほうが今回上がっております。 事務局としましては、答申のとおり採択したいものとして本案を提出しております。ご審議のほど、お願いします。
宮城委員	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。
下條委員	説明、ありがとうございます。ちょっとお伺いしたいのが、マルチリンガルが教科書として対応している会社があるかと思うんですけれども、それは何社ぐらいありますか。マルチリンガル教科書を用意されているところ。
学校教育課長	手持ちの資料ではそのような資料はございませんので、ちょっと把握していない状況でございます。
宮城委員	よろしいですか。
下條委員	学校現場で、いろんな国のお子さんがいらっしゃいまして、そういう子どもたちが授業にアクセスするためにマルチリンガル、英語だけではなくて、いろんな言語に対応できる教科書を準備されている会社があります。なので、そういう方向に動いていくかと思うんですけれども、こ

	の教科書の会社が用意されていなければ、結構現場のお子さんたちで日本語以外の言語を使う子どもたちは、アクセスしづらくなっているのかなと思うので、もしよろしければそちらのほうも調べてほしいなと思います。また、その教科書がない場合、どういうふうに対応されるかも併せて検討していただけないかと思います。よろしくお願いします。
学校教育課長	ありがとうございます。
宮城委員	ほかにご質問ありますか。 ご質問は以上で終了としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
宮城委員	議案第18号 令和7年度使用中学校教科用図書の採択については、提案どおり決定ということではよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
宮城委員	それでは、提案どおり決定いたします。 続きまして、日程第7の議案第19号 令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	引き続き、学校教育課、金城です。議案第19号をお願いします。 令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について提案するものでございます。 提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第11号により、教科書を採択する必要があることから、本案を提出しております。 次のページをお願いします。特別支援学級で使用する教科用図書については、真ん中の段に書かれております3つのパターンがございます。まず、一番上のほうですね。文部科学省検定済教科書、こちらのほうは、普通学級でも使う先ほどの18号の議案で審議していただいた教科書となっております。 次に真ん中の段です。文部科学省著作教科書、こちらについては、特別支援学校で主に使われている教科書となっております。支援学級用の教科書というふうになっております。 一番下が一般図書、こちらはいわゆる絵本等となっております。 次のページをお願いします。こちらは小学校のほうですが、現在島尻地区で採択されている教科書の一覧が載っております。その次のページは、来年度採択される予定となっております中学校の教科書一覧が載っております。

	その次のページ以降については、先ほど3つの段で説明しました真ん中の段であります、文科省の著作教科書のほうでございます。いわゆる知的学級でいうと星本というものの等がこちらに載っております。しばらくリストをめくっていきますと、一般図書ということで、各教科対応の絵本のリストが載っております。 今回、提案させていただいておりますのは、このリストにある3パターン全てを挙げさせてもらっておりますが、学校としましては支援学級に在籍している子どもの各教科の教科書については、その子に合った、そしてその習熟度に応じたものを選定したいことから、ここにあるリスト全てを採択ということで決定させていただいて、その習熟度に応じた教科書が配付されることを予定しておりますので、ご審議のほど、お願いいたします。説明は以上です。
宮城委員	事務局の説明がございましたが、この内容について、ご質問がございましたら、委員の皆さん、挙手でお願いいたします。 よろしいですか。ご質問は以上で終了としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
宮城委員	議案第19号 令和7年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択については、提案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
宮城委員	それでは、提案どおり決定いたします。 以上をもちまして、私の議事進行は終了し、日程第8以降につきましては、教育長が進行を行います。
	(教育長入室)
教育長	続きまして、日程第8の同意案第28号から日程第18の同意案第38号まで、豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についての11件については、関連しますので一括して議題に供します。事務局、説明をお願いします。
学校教育課参事	学校教育課、吉田です。私のほうから今年度の豊見城教育委員会の委員の委嘱について提案させていただきます。 資料の1枚目ですが、令和6年度豊見城市教育支援委員会が全員で24人を構成委員としております。そのうち11名が新規の委員となりますので、11名について提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 それでは、同意案第28号 豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についてです。下記の者を豊見城市教育支援委員会委員に委嘱したいので、豊見城市教育支援委員会条例第4条及び豊見城市教育委員会の権限に属す

	る事務の一部委任に関する規則第2条第1項第7号に基づき、教育委員会の同意を求めます。 委員になります。上原義仁氏は、本市の本年度の校長会の事務局会長となっております。提案理由としましては、豊見城市教育支援委員会委員が令和6年8月12日をもって任期を満了することに伴い、豊見城市教育支援委員会委員を委嘱する必要があります。これが本案を提出する理由となっております。 以下10名につきましては、名前と役職のほうを提案していきたいと思っております。 次のページ、同意案第29号になります。新崎峰子氏になります。新崎峰子氏も本年度、市の校長会の副会長となっております。 次のページ、同意案第30号になります。大工玲奈氏です。大工氏は西崎特別支援学校の特別支援コーディネーターを担当しております。 次のページになります。同意案第31号、山城佳代氏になります。山城氏は島尻特別支援学校の特別支援コーディネーターとなっております。 続きまして、同意案第32号、喜久里勝美氏です。喜久里氏は上田小学校の教諭でありまして、同じく特別支援コーディネーターを担っております。 次のページになります。同意案第33号、新里枝利香氏です。新里氏も豊見城小学校の教諭で、特別支援コーディネーターを担当しておられます。 続きまして、同意案第34号、花城さところ氏です。花城氏は伊良波小学校教諭で、特別支援コーディネーターを担当されております。 続きまして、同意案第35号、前田真琴氏です。前田氏は豊崎小学校教諭でありまして、特別支援コーディネーターを担当されております。 同意案第36号、福士さくら氏です。福士氏は豊見城中学校教諭でありまして、同様に特別支援コーディネーターの担当となっております。 同意案第37号です。照屋ゆり氏です。豊崎中学校教諭でありまして、同校の特別支援コーディネーターを担当されております。 最後、同意案第38号、上田正弘氏。上田氏は今年度から本市の教育委員会に所属しておりまして、学校教育課の特別支援教育の担当指導主事となっております。 以上、同意案第28号から同意案第38号まで提案します。よろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

	す。
学校教育課参事	審議の前に訂正をお願いします。 一番初めのリストにございます、住所のうち8番の喜久里勝美さん、豊見城市字宜保とあるんですが、この「字」はありませんので削除をお願いします。16番の福士さくらさんも同じく字宜保1丁目とあるんですが、「字」はありませんので削除をお願いします。 次に19番の照屋ゆりさん。豊見城市豊崎とありますが、「字」が入りますので「字」をお願いします。 同意案第35号の委嘱についての提案ですけれども、こちらも住所の訂正です。豊見城市翁長とありますが、豊見城市字翁長でございます。 同意案第38号をお願いします。同じく住所です。豊見城市嘉数とありますが「字」が入ります。訂正は以上です。
教育長	ありがとうございます。確認します。ナンバー8と16の住所については「字」を取るということによろしいですね。ナンバー19については、豊見城市字豊崎となります。同意案第35号にも、翁長の前に「字」が入り、同意案第38号、豊見城市字嘉数となりますので、挿入のほうよろしくお願いいたします。 ほかにありますでしょうか。進めてよろしいでしょうか。 続きまして、同意案第28号から同意案第38号、豊見城市教育支援委員会委員の委嘱についての11件は、提案どおり同意ということによろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意といたします。 続いて、日程第19の同意案第39号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱についてであります。事務局、説明をお願いします。
学校教育課参事	学校教育課、吉田のほうで提案いたします。同意案第39号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱について。 関係校より追加依頼のありました以下の者を、豊見城市コミュニティ・スクール委員に委嘱したいので、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条の2項に基づき、教育委員会の同意を求めます。 提案理由としましては、豊見城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第5条の2項に基づく担当事務の一部委任ということになっております。 次のページになりますが、まず追加の委員につきましては、3小中学

	校でそれぞれ1名ずつ合計3名の委員の追加がございます。 まず初めに、豊崎小学校ですが、資料の一番下です。ナンバー10、砂川輝子氏になります。砂川輝子氏は豊崎自治会の老人会の会長ということで、追加委嘱の依頼がありましたので提案しております。 次のページです。長嶺中学校のほうからは、ナンバー14、兼島正美氏の追加依頼があります。兼島氏は、地域住民の代表ということで元保護者で、学校教育に理解が深い方ということで推薦を受けております。 3人目です。次のページですね。豊崎中学校から依頼があります。ナンバー15番、松田博之氏。松田氏は市の防災マネジャーを担当されていて、災害防災教育に非常に精通した方ということで推薦をいただいているところになります。以上、よろしくお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。 事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いします。 ご質問は以上で終了としてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第39号 豊見城市コミュニティ・スクール委員の委嘱については、提案どおり同意ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、提案どおり同意といたします。 続いて、日程第20の同意案第40号 令和6年8月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局は説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課、赤嶺です。同意案第40号については、提案理由といたしまして、当該事案について、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第5号の規定に基づき、教育委員会の同意を求めるものとなっております。 次のページをご覧ください。人事案といたしまして、学校教育課に新しく業務として、給食センター建て替えに係る業務が開始されるということに伴い、人員不足という相談がありました。それに伴い学校施設課の職員について、学校教育課の業務を一部兼務という形で内示を行う予定としております。内示案としては、学校施設課の職員を学校教育課の主任主事として兼務という形の人事案となっております。説明は以上となります。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありまし

	たら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。 なければ進行してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第40号 令和6年8月1日付け教育委員会職員の人事異動については、提案どおり同意ということでよろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは提案どおり同意といたします。 続いて、日程第21の承認第8号 令和6年7月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局、説明をお願いいたします。
教育総務課長	教育総務課、赤嶺です。承認第8号の提案理由につきましては、当該事案については、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第5号の規定において、教育委員会の議決事項とされているところではありますが、緊急を要し、教育委員会に付議する暇がなかったため、同規則第4条の規定により別紙のとおり教育長による臨時代理を行っております。同条後段の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求めるものであります。 次のページをご覧ください。臨時代理書となっております。6月25日付で教育長の臨時代理となっております。 次のページをご覧ください。人事異動の内示です。教育部教育総務課の職員を文化課の図書館班の主査として兼務ということで内示をしております。文化課のほうの図書館班長が6月末付で退職されたことに伴い、文化課長が図書館班長を兼務するということで内示を出しております。説明は以上となります。
教育長	事務局の説明がございましたが、この内容についてご質問がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。 以上で終了してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	次に移ります。承認第8号 令和6年7月1日付け教育委員会職員の人事異動については、提案どおり承認ということでよろしくをお願いいたします。 それでは提案どおり承認といたしました。 日程については以上となります。
	(その他案件 反訳なし)
教育長	それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について事務局、説明をお願いいたします。

教育総務課長	教育総務課、赤嶺です。次回の定例教育委員会については、令和6年8月26日月曜日、1時半から開催予定となっております。ご出席をお願いいたします。
教育長	ありがとうございます。 以上をもちまして、第7回定例教育委員会の全日程を終了いたします。ありがとうございました。

(署名欄)

教育長 赤嶺美奈子

教育委員 田名哲也